

無担保・延滞金なし

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業・給与等に係る収入に相当の減少があった方は、最大1年間、町税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②の両方を満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業・給与等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) ②の判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる町税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する固定資産税、個人町道民税など全ての税目が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 令和2年6月30日と納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

問合せ先

上富良野町 町民生活課 税務班 ☎0167-45-6989